

林業公社だより

- 契約変更のお願い
- これまでの造林実績
- 新たな取組
- 丸太素材の販売実績



素材生産業者との現地研修会風景



契約変更のお願い



【契約期間延長の必要性】

林業公社では、木材の安定的な生産及び供給と自然環境の保全のため、伐採手法の見直しを図っております。皆伐（全部伐採）による伐採跡地の裸地化防止のため、伐採を間伐の繰り返しによる施業方法へと見直しを行うために、「契約期間の延長（70～80年間）」をお願いしてきました。

伐採までの契約期間を、50年程度で皆伐（全部伐採）を行う短伐期施業から、間伐の繰り返しで80年程度に延ばす長伐期施業への変更は、一度の販売額は少なくなりますが、販売材積の増加、付加価値の増大、間伐補助の活用による経費の低減等で、伐採収入の増大が図られます。

また、長伐期施業を行う林分は、下層植生および表層土壌の流出防止が期待でき、森林機能の維持のため有利なものと考えられます。

【分収割合変更の必要性】

分収林事業は、土地所有者が提供した土地に林業公社の地上権を設定し、公社が植栽、保育、管理等を行い、その森林から生産される木材販売による収益を、契約書に定めた分収割合で分け合う仕組みです。

植栽、保育、管理等にかかる経費は林業公社が負担し、その財源は補助金、公庫・県市町借入金で、その借入金の返済は、伐採収入の林業公社分収割合分で返済します。

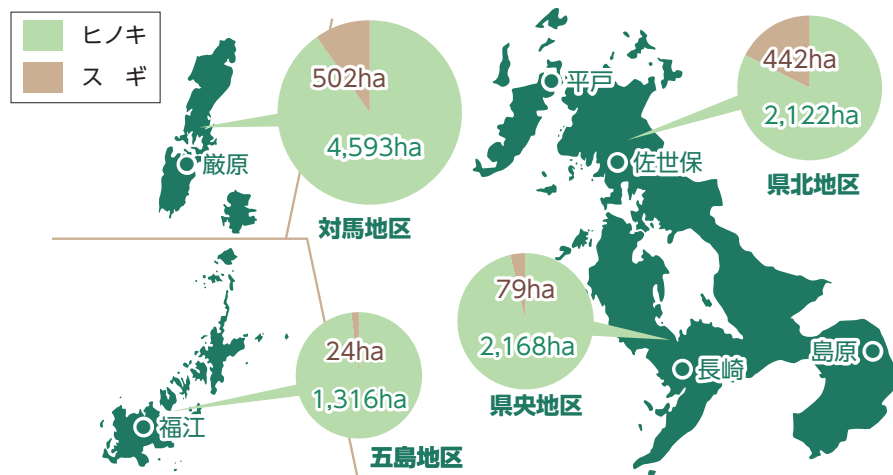
分収林の経営状況は、木材価格の低迷、賃金の高騰による造林、管理経費の上昇という当初予想できなかった厳しい経済環境で、長期収支見込みは厳しい状況となり、これまで公社自助努力として、事業や組織体制の見直し、管理費の削減等の経営改善に取り組んできました。

このような経営状況の中、土地所有者に対し、林業公社の経営リスクの限界のご理解を得て「分収割合の見直し（4割→3割）」をお願いしております。

分収割合の見直しによる分収金の減少は、長伐期施業による伐採収入の増大で影響は限定的と考えられます。



これまでの造林実績



林業公社はこれまで分収林方式により、県内民有林人工林の約12.3%を占める11,200haの人工林を造成し、森林資源の充実はもとより、林業従事者の雇用等地域経済の振興に大きく貢献してきました。

ちなみにこの広さは、東京ドーム2,400個分相当の森林を造成したことになります。

【森林経営ソリューション事業】（仮称）

森林所有者が森林経営の採算悪化を背景とした森林の経営への意欲の低下、また、世代交代等による森林への関心の薄れによる、森林の整備や木材生産活動の停滞、及び森林の持つ公益的機能の低下等、森林経営に対する問題を解消するための取組です。

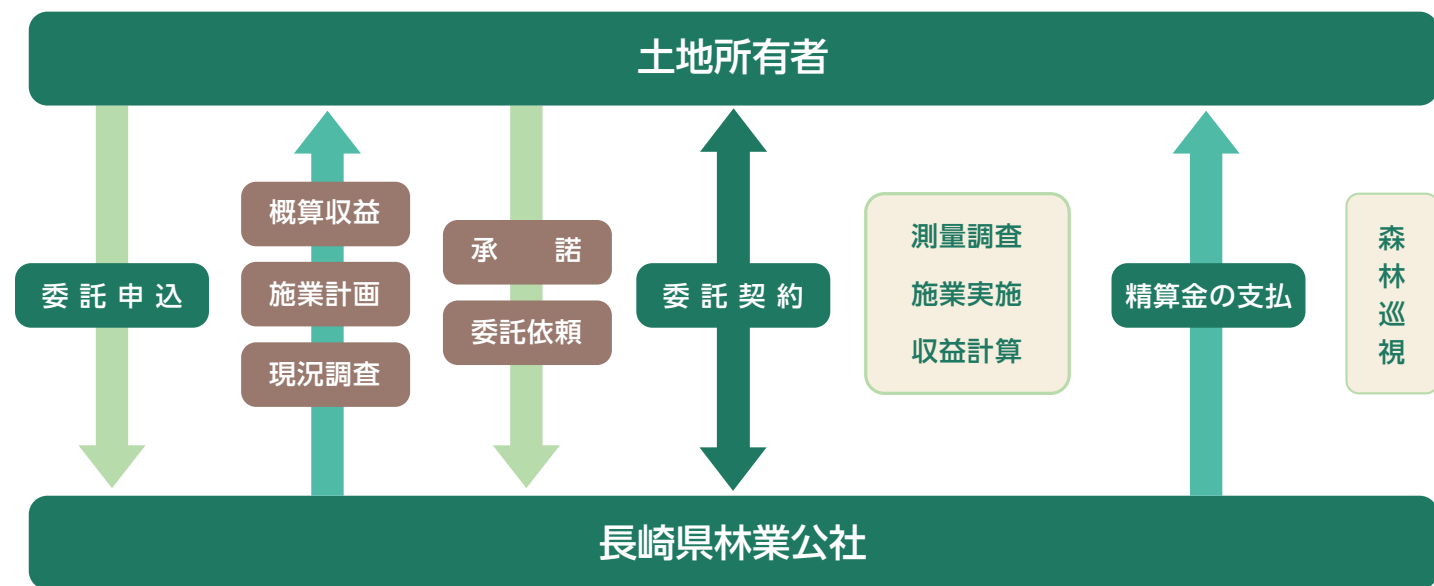
林業公社が委託を受け、森林の資産価値を可視化し、整備に関する業務支援、経営管理を実施します。

主に分収林に隣接した人工林等、森林の経営管理の集積、集約化が図られる森林について、伐採、搬出、運搬、販売等を実施します。林業公社に森林の経営管理の一切をお任せください。

森林経営ソリューション事業の内容

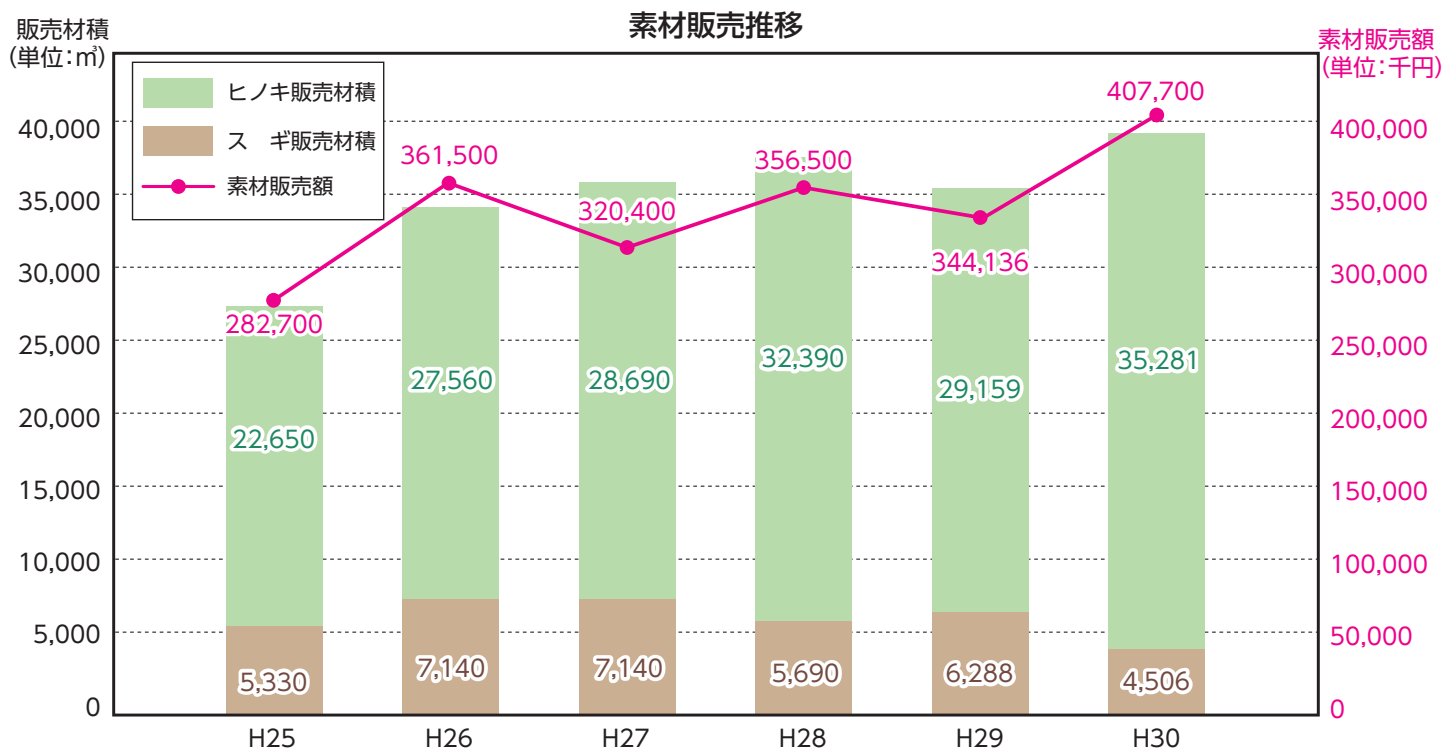
1. 委 託 申 込 ……土地所有者が林業公社に対して、経営管理の委託申込をします。
2. 現 況 調 査 ……林業公社が依頼された森林の現況調査を実施し、施業計画、概算収益を提示します。
3. 委 託 契 約 書 ……土地所有者が公社提示内容の承諾で、林業公社と森林施業の委託契約を締結します。
契約書には森林の位置情報や面積、樹種、林齢等の概要を添付します。
(後継者にも山林情報を伝えることが出来ます)
4. 施 業 実 施 ……委託契約に基づき、木材の販売を目的とした間伐事業等の施業を実施します。
5. 収 益 計 算 ……間伐補助金等の活用と伐採収入の充当で、費用精算による収支計算をします。
6. 精算金の支払 ……収益計算により、土地所有者に対して、精算金の支払いをします。
7. 巡 視 の 実 施 ……契約期間中は林業公社が森林の巡視を実施します。

※事前調査、評価を基に経営管理の委託の可否を判断します。
※現在施業受委託契約を締結している森林は除きます。



森林資源の活用





平成 30 年度は、販売材積 39,780 m³、販売額4億 770 万円の実績で、間伐作業に係る造林補助金等を有効に活用し、販売額の増大に努めております。

その結果、分収造林契約者約 250 件に合計 8,620 万円の分収金を交付することができました。

なお、木材販売先は、建築用材から、輸出材、木質バイオマス材と、様々な利用目的に合った販売先を確保しており、更なる需要、販売先の開拓も進めているところです。

長崎県林業公社の組織体制

- 社員 26 団体（県及び県下自治体を含む）
 - 理事 17 名（常勤理事 1 名） ●監事 2 名 ●会計監査人 2 名（公認会計士）
 - 事務局 総務課 3 名 業務課 7 名
 - 対馬事務所 5 名 県北事務所 2 名
- 計 17 名（平均年齢 44 歳）

分収造林契約者・代表者・代理人の皆様へ

土地の売買・契約者の異動等

- ・造林地を売買、又は収益分収権の譲渡、質入れ、担保に入れる場合は、事前に林業公社の承認が必要です。
- ・造林地を相続、贈与、購入等で所有権の移転が発生した場合は、速やかに林業公社にご連絡ください。
- ・造林地契約者の代表者や代理人の変更、又は住所が変更された場合は、速やかに林業公社にご連絡ください。

お願い

ご契約いただいている土地について、相続等により所有権の移転が発生した場合、または住所変更された場合は、林業公社へご連絡ください。

本社事務所

〒854-0063 諫早市貝津町1122-6
TEL0957-25-0346 FAX0957-25-0347

対馬事務所

〒817-8520 対馬市厳原町宮谷224
TEL0920-52-0551 FAX0920-52-0884

県北事務所

〒857-0312 北松浦郡佐々町市場免3-3
TEL0956-62-2816 FAX0956-62-2816

編集後記

「スマート林業」「マーケットイン」「イノベーション」「CLT」「SDGs」「ICT」「サプライチェーン」「FM 認証」「カーボンオフセット」……これらの言葉は近年の森林・林業の仕事の中でも多く使われています。

物流、情報、科学、製造、サービス、それぞれの業界で使われていた仕組や言葉で、近年、森林・林業・木材業界でも取り入れられ使われるようになりました。

林業公社が設立して 60 年、造林当初の様々なご苦労があつての今日の森林が存在しています。過去の事実や技術を学びながら、この新しい知識や仕組を受入れ、学び「温故知新」の精神でこれからも仕事に励みたいと思います。

※新しい言葉たちの意味は、林業公社のホームページに載せようと思っております。ご興味のある方は見てください。

長崎県林業公社

検索

